

特殊会社の役員人事に関する当面の対応方針について

〔平成22年5月18日〕
閣議決定

特殊会社については、独立行政法人等とは異なり、民間会社に近い形態であり、経営の自主性をより尊重するのが基本ではあるが、一部の役員ポストが公務員OBの指定席になっているとの批判等があることから、当面、以下により対応することとする。

- 1 府省庁による公務員の再就職あっせんは、平成21年9月29日の閣議における鳩山内閣総理大臣発言に基づき、特殊会社についても一切行わない。
- 2 役員人事の公平性、透明性の確保を図るとともに、より優れた人材を確保する観点から、今後1年以内(平成23年度の株主総会まで)に以下の措置を講ずる。
 - (1) 国(国に準ずる主体を含む。以下同じ。)が100%株式を保有する特殊会社においては、会社ごとに役員候補者について第三者が評価を行う委員会を設け、当該委員会から役員として適任であるとの評価を受けることを、役員任命に関する所管大臣認可の条件とする。
 - (2) 国が100%株式を保有していない特殊会社も含め、所管大臣は、会社経営について意欲と能力を有する人材かどうかとの観点から、責任を持って判断し、内閣官房長官に協議の上、認可を行う。
 - (3) 特殊会社の常勤役員のうち公務員OBが占める割合については現在、省庁ごとに主管の特殊法人・特殊会社全体を通じて、1/2以内とすることになっている(平成9年12月26日閣議決定)が、今後政策金融の在り方について検討が行われることも踏まえ、当面の措置として、その割合が1/3以内となるよう、公務員OBの数を削減する。